

## 第3回公契約に関する協議会議事録

審議会等名称 第3回公契約に関する協議会  
開催日時 令和6年1月31日（水曜日）13：00から15：00  
開催場所 県庁新庁舎8階議会第4会議室  
出席者 ◎小池 治 横浜国立大学名誉教授  
（会長◎） ○小島 周一 弁護士  
（副会長○） 矢口 寛志 一般社団法人神奈川県ビルメンテナンス協会副会長  
山本 善一 一般社団法人神奈川県建設業協会副会長  
阿部 嘉弘 日本労働組合総連合会神奈川県連合会事務局長

### 議事

- 1 傍聴及び写真撮影の諾否の決定
- 2 【報告】公契約条例制定県の運用状況
- 3 【報告】労働環境報告書等の例
- 4 【報告】神奈川県の入札契約制度の取組内容
- 5 意見交換等

### 議事経過

- 1 傍聴及び写真撮影の諾否の決定
- 2 【報告】公契約条例制定県の運用状況、労働環境報告書等の例、神奈川県の入札契約制度の取組内容

### 小池会長

それでは、これから議事に入ります。議事として、報告「公契約条例制定県の運用状況」「労働環境報告書等の例」「神奈川県の入札契約制度の取組内容」の3本がありますが、これをまとめて事務局のほうから説明をお願いします。

### 【資料に基づき事務局から説明】

### 小池会長

ありがとうございます。今、資料の1から4まで説明をいただきました。今の説明報告に関して、御質問とか御意見がございましたら、まずお願いいたします。

### 小島委員

今ご説明いただいた、神奈川県の入札契約制度の取組内容、様々な工夫をさせていただいていることがよくわかったんですけども、これを決定するのは、神奈川県としては、どの部署で決定をして、これまで取組をされてきたのでしょうか。

調達課長

例えば、右側の「社会的な価値の実現」といったようなところで、例えば、「障害者の自立を支援するための障害者雇用施設等からの物品調達の促進」、これは入札制ではなく、随意契約で、そういった施設から優先的に調達をするということなんですが、これについては、障害のセクションと、雇用労政のセクション、そして調達のセクション、3つのセクションで連携して決めているというところでもあります。

また、その下の、例えば「入札参加資格認定の加点」というところについては、工事と物品等がありますので、県土整備局の経理課と私ども調達課というような形で決定しているというところですよ。

小島委員

ありがとうございます。

小池会長

おそらく、今の小島委員の質問は、これがぱっと全部1つにまとまってどこかに出ているのではないかと、そういうことでしょうか。

小島委員

テーマごとに関係する部署で必要があれば協議をするなどしながら、最終的には、行政の運用の範囲ということで決定して実行してきたという、大きく言うと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

調達課長

入札参加資格の認定等については、規則がございますので、そちらの規則で定めております

小島委員

規則の枠内の中で、できる範囲のいろいろな工夫をしてきていると。

調達課長

はい。

小池会長

これは、例えば「障害者就労支援施設等からの物品等の調達」では、例えば、印刷するときには、そういう施設の方に発注しなさいと、そういう感じですよ。

調達課長

そうです。

小池会長

それは、全部共通のガイドラインということで、全庁的に認知されているということではないですか。

調達課長

はい。そうです。先ほどお話した障害のセクション、労働セクション、私ども調達のセクション、そちらで年度当初にこういった取組の促進ということで、目標額の設定からまた取組についての周知等も行っているところで、そういった形で全庁に周知して、取組を行っているということです。

小池会長

それが、実際にどこまで、先ほど1億8,000万円という数字が出てきましたけれども、どの部署でどのような発注をしたのかということ、全部報告が調達課に上がってくる形なんですか。

調達課長

そうですね、はい。どこのセクションでどういうものを購入したということは、データとして私どもで把握しております。

小池会長

それは、グリーン購入なんかも同じですか。

調達課長

グリーン購入については、報告というような形ではないです。グリーン購入については、各所属で、例えばどういうものを購入するといったときに、まずは環境に配慮した物品を選定するということが1つです。

もう1つは、購入に係る活動の環境影響に配慮することということで、例えば配達等がある場合には、低公害、低燃費の形で配達をすると、それについては、入札の仕様に記載することというふうに定めているところです。

県土整備局事業管理部長

補足ですが、実績を集めるまでもなく、発注段階でルール化されて、もう溶け込んでいるぐらいの受けとめをグリーン購入の場合はしていただいた方がよろしいかと思えます。

小池会長

要するに、実績として金額が上がってくる筋合いのものではないということですね。

県土整備局事業管理部長

集めるまでもなく、もう発注段階でそうルール化されているというような受けとめをしていただいた方が、実態に近いと。

小池会長

これは一応、工事も物品も委託も全部共通なんですけれども、例えば、グリーン購入の資材を使うという場合には、それは予定価格の中にも入っているということでもいいんですか。

県土整備局事業管理部長

どこまで特定をするかっていうところは、まだまだ、多分いろいろ世の中の動きの中で変わってくんだと思いますが、基本的にはそういうような考え方で受けとめていただければと思います。

小池会長

ちょっと、具体的なことをよくわかってないので、変な質問かもしれないですけども、入札して落札するじゃないですか。そして実際に施工する。そのときに、どれだけグリーン調達したのかというのは後で評価をするものなんですか。

県土整備局事業管理部長

そこまではやらないですね。

小池会長

グリーン調達って、多分単価が高いんですよ。例えば、事業者としてはあまり高い単価のものを使いたくないと思うんですけど。

調達課長

例えば、グリーン購入の方で低公害車、車ですね、そういったものを購入するという場合については、神奈川県公用車グリーン調達基本方針というものがあるんで、それに基づいて、そういった車を選定して、その車、もしくはそういった同等の機能があるということで、通常入札をかけることになると思います。

事業管理部長

先ほどの工事のところで言うと、いわゆる再生材というようなりサイクル系のものとかは、もう最初から仕様に入っていて、それを使うことが前提になっているので、比較するような代物じゃないものになっている。

私がさっき申し上げたのは、多分将来的には、例えば今、脱炭素なんかの視点で言うならば、もっとCO2を製造の段階で、出さないような商品とかが出てきたときに、それが一般的になってきたときに、それをどう取り込んでいくかっていうのは、多分、時代の流れに合わせて考えていく話なんだろうと思いますが、現段階で一般的になっているもので、再生品、再生材の方が、もう価格的にもう能力的に問題がないというものは、もう仕様の中でどんどん入れていって、それを使うことが前提になっている、そんな受けとめで御理解いただければなと思います。

小島委員

先ほど、入札に関する神奈川県規則の中でこれらのいろいろな項目を検討し、関連する複数の部署があるときは、そこで調整をしながら決めてきたというお話をいただいたんですけど、例えば、規則そのものの中に、この障害者雇用の取組に積極的な企業に関して、評価項目で加点をしていこうとかですね、あるいは、子ども・子育て支援に関して加点をしていこうとか、そういうものが決められているわけではなくて、そこは、実際のこの入札制度の運用の中で、この規則の枠内で、できる判断をして、これまでどういう加点をするとか、そういう方式を、何て言うんですかね、運用として、工夫してきた、こういう理解でよろしいんでしょうか。

つまり、規則自体に、こういうことについて加点しなさいとか、そういうことが定められているわけではないという前提で、理解すればよろしいんでしょうか。

調達課長

規則の方については、そういった加点をすることができるようになっておりまして、その規則を受けて、要綱等で、この項目、この項目、この項目ということを決めて、それについては何点加点と、そういうような形で定めていると、そういうようなことです。

小池会長

もちろん加点については、入札時に公表していますよね。この項目については何点加点するというのは、事前に公表しますよね。

調達課長

当然、審査のときに、競争入札に参加する場合の名簿に登載する際に、例えば、実績ですとか、従業員数とか、そういったものも当然考慮される中で、そういった社会貢献の部分についても、こういった項目、こういった項目、こういった項目があつて、それを実際に所持している場合、認定を受けている場合、その写し等も付けていただいて、加点すると、そういう形にしております。

小池会長

私が申し上げたのは、その加点の点数自体も、これについては10点加点するとか、これについては5点加点するとかというのは事前に公表するわけですよね。

山本委員

総合評価の話ですよね。それはないですよね。

県土整備経理課長

入札参加資格名簿に登載するときに、その等級を決めるための加点をするという形です。

山本委員

A B C D E と。

事業管理部長

整理をするとですね、要するに2つ加点をする場面があると理解いただければよろしいかと思うんですね。最初に入札参加するために、名簿に登録をしていただく手続きがあります。これは、一定の期間の中で、順次回ってくるんですけども、その時に、あなたの企業は、どういった規模というかですね、等級になるのかっていうのを分ける判断をするわけですけども、その時に加点制度が導入されていて、今話題になってるような項目で、こういう取組をしっかりやってるっていうものが証明されれば加点されるということで、入口の段階で等級が上がるような加点というインセンティブが用意されている。

次に、実際の発注の段階で、まさに総合評価のような、入札価格だけで勝負をしないというような制度の場合は、多面的に評価をさせていただくので、その項目設定をさせていただきます。その中に今みたいな項目を入れて、インセンティブをつける場合があると。

小池先生がおっしゃった「それをあらかじめ示してあるんだよね」という意味では、参加の段階で項目、こういうところっていうのは、当然こっちが設定したものをお示しして提案をしていただくと、こんな流れになりますので、相手も分かっている、事業者さんもわかっているっていう状況にはなっています。

いずれにしても、その評価はそういう形で取組を評価する場面が2段階というか、2つ場面があるという形になります。

小池会長

ありがとうございます。いや、事前に出さないとインセンティブにならないので。

小島委員

もう1点だけ確認していいですか。入札に関しては、基本的にはまず神奈川県の入札に関する条例があるわけですよ。それで、その中の具体的な、これについては規則で定めるといことで、下に下ろされていって、規則からさらにその中のより具体的なところは要綱で定めてと、こういう順番になっているといことでよろしいんでしょうかね。

事業管理部長

はい、基本的な作りは。

小島委員

県議会で決める必要があるのは、条例までなんでしょうか。規則は基本神奈川県の方で決めることができるっていうことでよろしいんですか。

県土整備経理課長

先ほどの入札に関しますと、財務の関係になりますので、一番上が財務規則という形になります。これは各自治体、皆それ同じです。これにつきましては、いわゆる内規という形の性格が強いので、議会の報告もありません。ただ通常、何か規則を決めた場合は、常任委員会等での報告という形をさせていただいています。

事業管理部長

議決は要さないけれども、御報告等で明らかにして、当然、規則等も別にクローズされてる話じゃなくて、見ていただければ、ちゃんと公開されている、こんな形です。

小島委員

わかりました。

小池会長

他に質問等ございますでしょうか。

阿部委員

関連するところで、今の入札契約制度の取組内容ですが、最初の方に御説明をいただいた、例えば条件付一般競争入札の神奈川方式と言われるところの、250万円以上3,000万円以下などで、県内企業への配慮をするということをおっしゃっていただけて、大変重要だなというふうに思ってます。

例えばですけど、不勉強で申し訳ないんですが、こういった「かながわ方式」を作るにあたってその背景として、神奈川県で制定されている、中小企業や小規模事業者を対象とした振興条例なども定まってると思うんですが、こういったことを背景に、この「かながわ方式」っていうのは、その上に乗って運用されてるものと理解してよろしいのかどうかというのを教えてほしいと思います。ちょっと、条例の中身がわからなくて、KPIがどうなってるかもわからないので、教えていただければと思います。

会計局副局長

まず、ベースになる中小企業さんへの条例に関しては、中小企業活性化推進条例がベースにあります。そこと、この入札が直接に紐づいてるかということ、そうではないのですが、ただ、その中小企業活性化推進条例は中小企業さんのために様々な取組をやることを定めているものでございますので、その様々な取組っていうのは、結果として、中小企業さんの支援のためということであれば、間接的には紐づいている、そういう性質になってます。県の施策というのは、大きな条例があって、そこに様々な施策が紐づいてくるという感覚になります。

阿部委員

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思ってます。確かに、条例にそんなにたくさん取り組みを書き込んでも難しいんだろうなと思ったので、今、先ほど小島委員がおっしゃっていたように、こういった形で制度を作り込んで影響を出すのかといったところが重要だと思ったので、今、有益に働いてる条件付一般競争入札が良い、かながわ方式が素晴らしいと評価されるところであれば、やっぱり紐づいていくなれば、様々なルールであったり、条例なのかもしれませんが、そこに抵触しないように後ろ支えされて、条例などの上に成り立っていると、こういう理解ですか。

会計副局長

そのとおりです。

小池会長

他にいかがでしょうか。私から1つだけ、資料2の公契約条例制定県の運用状況で、まだ成果がわからないというのが多いということですが、それは特に理念条例の場合はそうでしょうし、社会的価値の実現についても、そう短期間に実現するものではないので、なかなかその効果の検証は難しいだろうと思うんですね。

でも、条例があることによって、やはり方向性が明確になったとか、それに向けて、調達制度というものがですね、大分意味が変わってきたというようなことは、結構主観的な話かもしれませんが、あるんじゃないかなとは思うんですね。

そういう中で、さきほどの総合評価方式との関係なんですけれども、一般論として、例えば予定価格があって、大体その近くで皆さんは競い合うと思うんですけれども、そういうときに、価格の方ではやや高いんだけど、社会的な価値とかの点数の方がかなり高かったために、価格では低いところよりも、そちらの方が落札したとかいうケースもあるんですかね。

事業管理部長

ございます。

小池会長

それが、どれだけ社会的な価値の発現に貢献したのかを定量的に示すというのは難しいかもしれませんが、その辺について具体的に何か評価とかされているんですか。

事業管理部長

総合評価をやる場合に、そこの今の加点される部分だけではなくてですね、技術力とか実績だとか、そういうところも当然重視されるので、正に総合的に評価をされるというところなので、特定のここの課題について熱心にやってるから、あるいは、そこに効果が出ているから、こっちを採択しました、みたいなそういうわかりやすい構図にはなっていないというのが実態だと思います。これは、どの総合評価も同じだと思います。

小池会長

ちょっと私の質問がおかしかったかもしれませんが、総合評価方式がポジティブと  
いうか良い仕組みだというような評価が出ているかということなのですが。

事業管理部長

それは事業者さんからということでしょうか。

矢口委員

我々が感じることですけれども、私どもビルメンテナンス業界というのは、役務の提供な

ので、工事契約とはちょっと違う部分がありまして、基本的にはこちらにも書いてあったとおり、総合評価方式を取り入れて欲しいと県の方には要望はしていますが、今は一般競争入札です。ですから、価格オンリーになっていますので、ここにあるいろんな良いことを取り組んでも、実際には、今の入札、一般競争入札では配慮はしていません。それがゆえに、そういうお願いしているという部分があります。

小池会長

総合評価方式が、そういう良い実績があるならば、もっと広げていくとか、そういう評価をされているのかということ。

山本委員

ただ、そこは難しいと思います。国の発注は、国交省の発注は全部総合評価方式。

小池会長

一定の価格以上ですけどね。

山本委員

でも、ほぼ総合評価ですね。県もですね、私も今日、協会の副会長の立場で来ていますけど、私は推進派なんですけども。でも、やはり小っちゃいCDクラスになると総合評価方式されるとなかなか厳しいですよ。これは内容が、例えば ISO だとか、若手技術者がいるとかですね、実績だとか、そういうものがやっぱり加味されますんで、それを総合評価するのはやめてくれっていうのがあります。

ですから、いろんな意見がありますけども、それはやっぱり大きい物件なんて総合評価方式でないと、その工事自体の実績が非常に難しい工種だと、やっぱり実績があるところが、発注者側も安心もしますんで、そこは、やっぱり業界全体としても、どっちがいいのかっていうのは、なかなか結論というものは出ない。内容ですね、その点数の内容。

矢口委員

委託と工事とで結構考え方を分けないと、一律には話ができないっていうのが本音ですね。

こちらになると、もう物品は物品で全く違いますし、委託は委託で全然違いますし、工事は工事で、ましてや委託は、基本的には再委託禁止が原則なので、いろんなことをやるので、その範囲が狭いのですが、工事は、基本的には専門業者へ委託をしていくという形式で、おそらく元請さんだけで物事やって良いつたら、結構皆さんやりやすいと思うのですが、二次請け三次請けさんとかやると、收拾つかなくなるぐらい、大変なのだろうかと、我々は想定しています。

小池会長

まさに、その中小のCDというランクの業者の方々は、その加点をもしするとなったら、そのためにかかるコストは結構高くなってしまいうように思うんですね。

山本委員

ただ、やっぱりそれが真に汗をかいて、産業のため、そして業界のために真に汗をかいている業者を、そのための僕は総合評価方式だと思いますんで。ですから、我々企業も努力をする、コストもかかる。それはもう致し方ない。

小池会長

加点がものすごく効いてしまって、その加点を得るために、まさに身を削る努力をしなきゃいけない、当然利益率も減ってくる。ひょっとしたら従業員の支払いも下がるかもしれないと。

山本委員

そこまではないですね。ただ、そこが1点2点っていうその公募ですんで、うちはAクラスですけど、やっぱりどんな総合評価方式で発注されても対応できるように常にそれを意識しないと、あれが1点足りなかったねとか、この工事の平均成績がちょっと足りなかったとかですね、結構そういうのがありますので。

でも言ってみれば、公平っちゃ公平なんですよね。もう本当に価格だけの競争ではありませんから。企業を見ていただけるっていうのはあります。

小池会長

だから総合評価ということなんですよね。技能も技術もそうだし、社会的な貢献も入ってくる。

山本委員

その点数については土木事務所長の判断ですから。ISO入ってないとかですね、やっぱりその、いろいろとあると思いますけどね。

小池会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

では、先ほど労働環境報告書についての報告がありましたけれども、前回の協議会で、私の方から、実際のこの労働環境報告書を作成・提出している事業者の方の声を聞いてみたいということを発言いたしました。

これについて、建設業協会の山本さんの方で調査された資料を持ってきていただきましたので、これを説明していただけますか。

山本委員

A4版2枚にまとめさせていただきました。

神奈川県では川崎市、相模原市、厚木市が公契約条例を制定されています。調査依頼はこれだけにして、合計12件、そして回答があったのが8件でした。

一番は上は、効果についてですけども、回答で8件中、全ての方が効果があるかわからないという御回答です。

特に、僕が一番これが大変だなと思ったのは、書類作成の状況は、ある程度苦勞したっていうのが75%で、煩雜でかなりの苦勞したが25%、合わせると100%になってしまう。あまり苦にならなかったというのがないということですね。

それで、下請けさんの関係で、書類の提出状況ですけども、やはりこれも非常に資料を集めるのにですけども、一番苦勞したっていうのが46%もいてですね、なかなか下請けさんから、そういった資料を提出していただくっていう煩わしさと言いますか、というのが非常に顕著にあったなということでもあります。

それで、4番5番はそれぞれの時間とか、書類作成に係る人数ですが、これはご覧ください。

次のページですけども、6番は延べ人数ですね、7番なんですけども、台帳記載労働者の支払い賃金について公共工事設計労務単価と比べてということなんですけども、概ね同じ賃金であるというのが1番多くて、比較的高い、そしてまた、労働下限額と同じが25%ということなんです。

後程よく見ていただきたいんですが、8番9番はこれは聞き取りで、それぞれの会社にいるんな御意見をいただいたんですけども、私が一番思ったのは9番の4段落目「公契約だからではなくてもっと違う形で賃金アップを考えていただきたい」と。これは相模原の業者ですけど、「相模原市は工事の変更金額をあまり認めてくれず、受注者にしわ寄せが来ます。これで『一定基準以上の賃金を労働者に支払う』と発注者が言えるのか疑問である。入札時の最低制限価格を上げる方向で考えていただきたい。材料は削ることができないので、最終的には人件費を抑えるしかなくなる」。この人件費を抑えるってのはちょっと乱暴だなと思いますけども。

以前もちょっとお話したかどうか忘れたんですけども、国や県はですね、例えばかかったものは見てくれる。要は設計変更っていうのは柔軟に見ていただけ。スライドもちゃんとしていくんですけど、特に市町村の工事がですね、なかなか設計変更を見ていただけなかったり、また物価スライドとかですねそういうの見ていただけないってことで、なかなかその、逆に言うと、サービス工事みたいのが多くなってしまふ。

サービス工事をするっていうことは、やっぱりそこに労務費も人件費もかかってくるということなんで、それが非常に問題だなというふうに思っております。

小池会長

特に昨今は、ガソリン代を含めてエネルギーがものすごく高騰しているじゃないですか。市町村はあまり変更してくれないんですか。

山本委員

それをやっぱり、なかなか国、県から市町村に言ってくださいと言っても、なかなかそれできない、立場ももちろん違いますので。我々も、それぞれの市の業界、町の業界では、それぞれの発注者に要望活動を常に行っております。設計変更を柔軟に見ていただきたいと。

小池会長

これは、ちょっと私から阿部委員にお聞きしたいのですが、この結果というのは、この相

模原、川崎、厚木は賃金条項がある公契約条例ですけども、もう賃金条項があってもなくても守っていますよ、そういうメッセージととらえていいですか。

阿部委員

多分、条例の有無での比較ってのはすごく難しいと思ってまして、先ほどの資料2なんかでもありますが、条例の効果を求めるという点で、先ほど私もちょっと確認したのは、その条例は背景のプラットフォームとしては必要だと思ってるんですが、その上にある規則であったりとか、要綱だったりとか、現実的にはそういった細分化されたルールのところで、KPIが作られていって、水準議論がされていってということだと思ってるんですね。

ですから構えとして、例えば条例の名称はたくさんありますけれども、3市のところで決められて、賃金条項が入って基本的には設計労務単価というところ、設計労務単価って言うっちゃうときついのかなと思うんですが、ある意味、前回までのところで、資料をお出しいただいたように、もう、労務費の価格転嫁もちゃんとしなさいというガイドラインまで出ていて、その受注者・発注者間の交渉のルールまで決められていて、ある意味もう人件費に手をつけることがタブーになってるという状況、かつ、その資料を作り込まなくて、例えば私どもがこれから3月に取り組んでいく、今年の春闘の平均賃上げ相場の結果であったり、公表されてる資料をベースにして、それが公の資料ですよ、根拠ですよと使いなさいというガイドラインまで出てるので、ある意味、この条例があるから、この賃金の水準を守ると、この条例があるから、これだけ賃金が上がったってことを比較対照していくのは、ないときと比べなければいけないので、それは難しいなというのはもちろんあると思っています。

賃金条項の効果の濃淡っていうのは多分出るのかなと思っていますが、賃金条項に抵触するから、いやいやながらに上げたというのは、今の時勢は多分ないのかなと。

山本委員から最初の頃にお出しいただいた国交省の資料の中でも、賃金は伸びてきてますし、建設キャリアアップシステムなんかも入ってきてるので、物差しはもうちゃんとしたものができてると思うので、それをしっかり支えていくルールが必要だっていうのは、今の重要な状況だと思っています。

小池会長

ありがとうございます。では、今の山本委員からの資料につきまして、他に御質問等ございますか。

それでは、議題の報告の方については、これで一応議論をしたということにしたいと思います。

それから、実は私も少し自分の考えを整理しようと思って、僭越なんですけれども、資料5というものを付けさせていただきました。フローチャートみたいになっているんですが。

今、阿部委員からも、賃金については、もう公契約条例で最低賃金について定めるというフェーズではないというようなお話だと思うんですけども、私自身、大きな流れをちょっと頭の中を整理したいと思ひまして、前回のこの公契約に関する協議会から10年経って、その間にどういう変化があって、これからどういう方向へ向かっていくのか。そういう中で議論をしなくてはいけないというふうに思ったんですね。

そこで、大きな流れというものをちょっと考えてみたんです。まず一番上のところに「新

時代の公共調達（公契約）のビジョン」と書きました。「公契約」ではなくて「公共調達」という名前にしたのは、公共調達のときに、具体的に民間から発注者側がいろんな財とか役務とかサービスを購入するときに作るものが公契約だから、その元も考えた方がいいのではないかと思い、「公共調達」としました。

また、もう1つはですね、私は行政法の専門家でも何でもないんですけども、地方自治体が提供するサービスのうち、行政が直接提供するもの、例えば直営のサービスというものが非常に少なくなって、民間委託や指定管理者になったりしていますが、指定管理というのは、どうも行政法のいろいろな本を読みますと、これは契約ではない、行政処分であると。従って、契約にはならないという話なんですね。

それだけ、公共調達が非常に今、多様化してきている。例えば PFI が出てきた、あるいはコンセッション方式が出てきたとかですね、あるいは一般競争入札にしても、条件付きの競争入札にしても、もうそういう入札ではなくて、公募型プロポーザル方式とか、いわゆるネゴシエーションで進めていくような、そしてまたその時にはデザインまで含めてしまうとか、もういろいろと多様化してきている。

そうなってくると、公契約という狭いところで議論するのではなくて、もう少し広げた方がいいんじゃないかなと思って、ここでは一応「公共調達」というふうにしました。

また、これは神奈川県だけを見るのではなくて、やはり日本全体を見た方がいいし、日本だけじゃなくて世界全体を見た方がいい。というのは、やはり今まさに SDGs ということで、2030年までの国際的な目標が掲げられているわけです。それを受けて、日本政府も SDGs の国内実施計画を作っている。その政府が作っている SDGs の取り組みの地方版は何だろうというので、ここに作ったものが、この「SDGs と地方自治体の政策課題」ということであります。

これは国のものを少しアレンジしただけのものなんですけれども、左の方から言うと、あらゆる人々が活躍する社会、働き方改革、ジェンダー平等、女性活躍推進、障害者雇用等。それから健康増進、健康寿命の延伸、高齢者福祉、メンタルヘルス、感染症対策、健康経営促進等。地域活性化と科学技術イノベーション、i-construction、スマート農林漁業、観光産業等。それから持続可能で強靱な県土の形成、質の高い社会インフラの構築、レジリエンス、水資源管理、地域の文化資源の保護と活用等。それから気候変動対策、自然再生エネルギーの推進、脱炭素、食品ロス、エンカル消費、ESD 等。それから生物多様性保全、森林海洋の生態系保全、里山保全、有機農業、持続可能な森林管理、海洋ごみ対策。そして、ちょっとなかなか県のところにはなじまないかもしれませんが、平和と安全安心社会ということで、人権保護、犯罪防止、暴力追放、平和教育等。こういったことが、まさにグローバルな課題でもあり、かつそれが地域での課題になっているというものとして、全てではありませんけれども、典型的なものはこういうものがあるんだろう。

一方で、この右側の方ですね、特に神奈川県だけではありませんけれども、日本が直面し、さらにこれから深刻化する危機ということで「迫る危機」。具体的には、人口減少、縮小経済、それに伴って財政危機が訪れる、そして公共インフラが経年劣化してきている。そして、人手不足、人材不足。

こういう危機が迫る中で、こういった政策課題にどう対応していくのかというときに、公共投資や公共調達を通じた政策課題への対応といったことが非常に重要になってくる。これが日本だけではなくて、いま世界的な共調達をめぐる流れだと思うんですね。

これまでの公共調達とは、やはり経済性、公正性、競争性というところを第1原則でやってきたわけでありますが、そうではなくて、まさにこのSDGsのようなグローバルな課題に対して、地域から取り組んでいく。実際、SDGsの中の目標12の中のターゲットの7番では、「持続可能な公共調達の推進」を掲げているわけです。公共調達を通じて、持続可能な社会づくりを進めていくということが書いてある。

ということは、これまで、明治の会計法以来かもしれませんが、日本の入札制度というのは、基本的に経済性、公正性、競争性ということで、一般競争入札を原則にやってきた、言ってみれば、価格を第1の原理としてやってきたわけでありますが、もう公共調達はそういうものではなくて、まさにこの社会課題の解決のための重要な手法として公共調達というものを位置づけるというのが、いま大きな世界の流れになっている。

ですから、日本でもですね、狭い意味での賃金条項の公契約条例が出てきたというのは、まさに公正な労働というところからきているわけではありますが、さらにそれが広がってきていて、もっと大きな意味での公共契約といいますか、公共調達の改革が求められている。

ですから、理念条例かもしれないけども、各自治体の条例を見ると、賃金条項、労働環境とか入っていますけれども、いろんな社会的責任とか社会的価値の実現というところまで含めていて、地方公共団体が民間企業と一緒にこういう社会問題に対応していきましょうと。その時に、この公共調達、公契約というのは非常に有効な手法になるんだというふうな流れになってきていると思うんですね。

ということは、ここの下に書きましたけども、公契約については国の会計法とか公共工事の入札契約適正化法とか、あるいは品確法とか環境配慮契約法、建設業法、地方自治法などで定めてきたけれども、もはや時代にそぐわなくなっている。そこで、公共調達をめぐる法制度をアップデートしなければならない、そういうフェーズに入ってきているのではないかな。先行している自治体はまだ試行錯誤の段階かもしれないけれども、その新しいフェーズにもう入ってきている。その理念形というのが、理念型の公契約条例ではないかなと思うんですね。

従って、ちょっと大きな話をして恐縮なのですが、まさに今、公共投資や公共調達のあり方を再定義して、そして新しい時代の公共調達制度を作り上げていく、そういうフェーズに入ってきたような気がするんですね。

これは、「持続可能な社会資本整備」というふうに書きましたけれども、社会資本、ふつうは国交省系で社会資本というとインフラのことなんですけども、広くとらえると、別にダムとか橋とか道路とか、そういう公共事業としてのインフラだけじゃなくて、いろんな施設とか、あるいは制度といったものも社会資本に入ってくると思うんですね、やはり持続可能、つまりこれから先30年、50年、あるいは100年という将来豊かな神奈川県を作っていくのに必要な社会資本を持続可能な形で整備していく。そのために公共調達という仕組みを活用すると。

この公共調達を通じていろいろ社会課題に対応するというのは、もう少し広く考えると、公共部門というか行政が公共調達というスキームを使って、民間による社会的な取組を促すということで、それは行政の方がもう財源も人もなくなってしまって、直轄でできないから、民間のそういうパワーを引き出すんだというようなこともあるんですね、やっぱりそ

れだけじゃなくて、おそらくですね、公共投資も公共調達もこれまでは公共部門、ここ例えば地方自治体ですけども、そこが中心となって進めてきた。

つまり、これが公共投資ですとか、これが公共調達の対象ですというように、行政側が決定してきたわけですね。しかし、もうそういう時代ではないんじゃないか。例えば PFI とか コンセッションもそうですけども、例えば今度芸術劇場を作りましょうというときには、そのコンセプトもデザインも、それから中の仕掛けも、これはもう民間の皆さん方が、そこには市民とか芸術家が入ってもいいと思うんですけども、そういう中で作り上げていくものだと。

行政はそれに対して、まさに税金という資金を提供する。場合によってはクラウドファンディングをしてもいいと思うんですけども、そうやって社会全体で作り上げていくというふうに、時代が変わってきているのではないかと思うんですね。

私は、これを「社会的調達」というふうに申し上げるんですけども。従って、このように大きく時代が変わってきている中で、これからの公共調達はどうかあるべきなのか、神奈川県は公共調達をどう進めていくのかということについて、改革のビジョンをちゃんと示していく必要があって、あちこちでバラバラに少しずつやるんじゃないかと、やっぱり全体の方向性を示すことが大事なのではないか。

そこで、事業者の労働環境の確保とか企業の社会的取組等を定めた公共調達基本条例みたいなものを制定する意義があるのではないかというふうに思うんですね。

そこには、単にその調達という手続きを通じて、事業者の方が女性を雇用するとか、障害者を雇用するとかというだけじゃなくて、先ほど実はそういう加点をするためにはものすごくコストがかかるという話もしましたけれども、やはりその新しい公共調達の担い手を育成するということもとても重要ではないか。これは、発注者側もそうだし受注者側もそうなんですけど、あるいはそれを支援する社会の側もそうなんですけれども、新しい公共調達の担い手が必要なのではないか。

もちろん事業者には、民間企業だけじゃなくて、NPO も入ってくるかもしれないし、もっと小さなボランティア活動をしている団体なども入ってくるかもしれない。そういう、社会全体で調達をするという大変ですけども、新しい持続可能な社会資本を作っていくということが大事なのではないか。そういう点では、行政が民間企業を公共調達を通じて支援するということもあるでしょうし、民一民の関係でも、あるいは民間企業と一般市民の関係でも、ESG 投資のように、環境と社会とガバナンスに対して強くコミットしている企業に投資しましょう、そういう流れが出てきていると思うんですね。

神奈川県の公共調達もやっぱりそういう流れの中に位置づけるべきではないか。

ただし、行政が中心になって行うのが公共調達でありますので、その時には、ちゃんとそういう方向で調達の改革が進んでいるかどうかをしっかりと監視するようなガバナンスのメカニズムが必要であって、ここに公共調達審議会と書きましたが、審議会があるかどうか分かりませんが、県民みんなチェックしていくというような仕組みがあってもいいのではないかなというふうに思ったところです。

その公共調達、ここでは一応「公共調達基本条例」と言いますが、これは新しい公共調達の理念とかルールを定めるものであって、具体的な中身については、先ほど熊本県の取組指針がありましたけれども、例えば真ん中のボックスに入れたような公共調達の理念、

それから持続可能な社会資本整備、社会的価値の実現や人権尊重等の基本理念を掲げた上で、具体的な公契約の基本方針とか、行政や受注者の責務、公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行、社会的課題への取組の推進等々については、具体的な取組指針という形で明らかにしていく。

それ自身は、国の法律に根拠があるからやるというよりも、むしろ神奈川県には自治基本条例がありますので、神奈川県自治基本条例を根拠法として、自治立法として公共調達基本条例を策定するという方向があるのではないかと。

特に、ここに書いたSDGsの課題というのは、おそらく県の総合計画、今ちょうど新しいプランを作っているところかと思いますが、そういうところに落とし込まれるわけでありますので、総合計画を公共調達を通じて実施していく。それは、総合計画については自治基本条例にちゃんと書いてあるので、その実施方法の1つとして、こういう条例を作る。そして具体的な指針等を作っていく。こういったことを通じて、右のところに網掛けで書きましたが、「持続可能な社会資本の形成と社会的価値の実現による県民のウェルビーイング向上」というところに持っていく。

こういう大きな流れがあって、その中で私たちは今こういう議論をしてるんじゃないかなという気がするんですね。ちょっと偉そうな、学者風な議論をして恐縮なんですけれども、これからどこへ向かえばいいのかというときに、もう私たちの世代じゃなくて、次の世代、孫の世代に向けて、こういうことやっていこうという、そういうことが必要なんじゃないかと思って、これは私の頭の整理なんですけど、見取り図のようなものを書いてみました。

#### 山本委員

非常にSDGsも含めて、確かに今最後おっしゃった、次の世代へのバトンゾーンなんで、そこでやっぱりやっていくべきだっていうのは、非常に共感を覚えます。

ただ、今のこの回数、また時間も限られた中で、多分、会長としては、公共調達基本条例を制定したいというようなお考えなのかと、今聞いてて非常に思ったんですけど、ただそうは言っても、僕は建設業で、ビルメンテナンス協会さんもいられますんで、その中でやっぱりこの結論がね、この会議はあと1回あり、どう出るかわかりませんが、私達はあくまでも反対なわけですよ。

連合さんからは、要望書が出てますけど、それぞれ見てる方向が全然違うので、これは意見として、皆さんの意見を聞いていただいて、それで提出していただくというのがいいと思いますので、そこがなかなか歩み寄れない部分を埋めようとしても、例えば、僕は建設ですし、建設といっても、測量協会があったり、保安協会があって、いろんな業界がいて、公共調達になってくるわけですから、それを私は代表として、今「じゃあこれがいいですね」というわけにはいかない。後ほど要望も出させていただきますけども、今はそういう状況です。

#### 小池会長

私は、我々はみんなどっちの方を向いているんだろうというときに、多分こっちの方を見ているんだろうというところで、こういう形で落とし込んだわけで、具体的なことは、実際に作るかどうかも含めて、これはこれから議論をします。

山本委員

ここはやっぱり、県の計画審議会がね、そこでやっぱりおっしゃる通りだと思う。結局、ここに行き着くっていう、先生がおっしゃるとおりで。

小池会長

とはいえ何らかの形の公共調達改革の方向はちゃんと示さなくてはいけない。

山本委員

もちろん。

小池会長

それをどういう形にするか、条例にするのか、あるいは指針にするのか、大綱にするのかとか、どこまで細かく決めるのかというのは先の話なんですけども、方向性は確認しておいた方がいいかなと思うんですよね。

明らかにフェーズが新しく変わって行って、私達自身がアップデートしていかないと、益々時代から取り残されて、危機に対応できなくなってしまって、どんどん悪い方向にいつてしまうのでないか。

山本委員

建設業界で言えば、前もお話しましたが、今までで言うと、ブラック企業みたいな存在だったのが、品確法だとか、担い手不足も含めて、我々は今非常に変わろうとしているわけですね。4月1日から完全週休2日や、上限規制も来るとなると、やっと我々はここで普通の産業になりつつあるわけですよ。

その中で、やっぱり品確法があって、働く人たちを大事にしないで、賃金ももちろん増えてるっていう中なんで、そこでまたこれが、例えば、僕の立場からすると、条例としてくるってのは、屋上屋の如くですね、そうになってしまうなど。そこは、もっと大きい県の計画審議会かなんかで、先生がおっしゃった方向性というのはやるべきだなというふうに思います。

小池会長

ありがとうございます。

もう1点だけ、これは前にも申し上げたんですけども、こういう形で、条例という大きなルールを作るというのは、民間事業者の方々をコントロールするためのものではなくて、むしろ、行政をこういう方向に持っていかなければいけないという、自分たちにとっての方向性をきちんと示すことだと思うんですね。

ですから、これからは、こういうことを行政はそれぞれの発注ごとにバラバラに書いてあるんじゃないかと、1つ大きな柱をちゃんと県民に見せた方がいいのではないかと。そして具体的なことは、それぞれ詰めていけばいいのではないかなというふうに思うんですけども。

阿部委員

今の制度をおまとめいただいた話に全く同感です。というのは、プロセスは非常に大事な

んですが、最終的に、名称は別としても、やっぱり今日の資料を拝見させていただいて改めて条例が必要だなと思います。

その効果っていうのはどこなのかって言ったら、たくさん資料を作っていただいて大変申し訳ないのですが、そういった条例があるか・なしかで比較をしていくっていうよりは、最初にいただいた資料のところで御質問させていただいたとおり、その条例が持っている機能や効果が、その先に作られてくる様々なルールに対して影響が持てるかどうかだと思います。

で、その大元となるその条例のルールがどう作られたかといえば、それも県民の代表である議会で論議、審議が尽くされて、条例が広く公布されていくことになるわけで、これ以上のものというのは、この事業体といいますか、神奈川県の中ではありえないですね。

もっと言えば、必要なことはやっぱり社会的影響力の確保で、効果として絶対に必要だと思っています。具体的な KPI みたいな、例えば金額であったり、時間であったりとか、指標となる数値みたいなものは、より細かなそれぞれの担当セクションで作られていって、遵守されていくべきルールでいいと思ってるんです。

ただ、条例化で、源となる一番の大元のところっていうのは、例えば、発注者である神奈川県が規制を受けるっていうことになってしまうと思います。

先ほどおっしゃってましたけども、基となる資金というのは税であったりすれば、当然に「経済性の発揮」という言葉に代表されるように、説明し尽くせるような状況を常に維持されなければならないとなってくる。

裏返せば、県民の公共の福祉の増進に寄与しなければならないということですから、計画された、例えば工事であっても、委託であっても、物品の購入であっても、しっかりと確実に執行されていかなきゃいけないということだと思ってるんです。

かつ、そこに、先ほど申し上げたように、労務費がちゃんとした価格、つまりこの場であれば、請負の金額にはね返って、それはちゃんと上昇カーブを描かれる。私たち労働者の立場からすれば、賃金も上がり調子でいく。もちろん、取引の価格、つまり請負金額も高くいく、この2つが同時に叶っていかなければ、本来の公契約の実現は絶対に不可能だと思ってるんです。

ある意味、県民の皆さんから見たときに、その付託を受けて執行していく県の立場からすれば、なぜこんなに高い契約金額になっていくんだ、であったりとか、請負金額の上昇カーブがどんどん上を向いていくっていうことの理屈であったり、根拠であったり、要は県民の皆さんから見たときの説明責任にも寄与ができるような条例というのは、やっぱり、議会の中で議論を尽くしていただいて、公布していくのが必要だなというのは、改めて今日思ったという状況ですので、お示しいただいたビジョンのように幅広で、理念型かもしれませんが、労働力の低下の問題がある中で、こういったところまでをカバーしてくれる新しいルールがあれば、極めて有用に働いていって、何年か経ってこういったものをルール化されたのちに、先ほどの入札制度の説明のところに書かれていくときには、たくさん働く者の下支えをこの新しいルールはしてくれるんだなと思ったので、賛成をいたします。

小池会長

ありがとうございます。小島委員どうぞ。

小島委員

山本委員から出していただいた、状況調査、本当にこれ、真面目にやっている事業者の方が、報告を出さなきゃならないということについての実感をきちんと出してくださってるなというふうに思いました。

公契約条例の検討にあたっての意見も拝見しまして、国の方も品確法を定めて、そして、業界全体としても、おっしゃるとおり、改正労基法等の施行もありですね、それに従って、かつ、本当に支えてくれる人材をどうやって確保するかという努力をされてると、ここに書かれてるとおりだと思います。

品確法もこの8条2項を引用してくださってますけど、8条3項の方にも労働者の育成及び確保並びにそれらのものに係る賃金労働時間その他の労働条件、安全衛生、その他の労働環境の改善に努めなければならないと、もうすでに品確法で定められているわけで、上位法規ですでにそういう規定があるわけですから、同じことを条例で決めたら意味がないとおっしゃるとおりではあると思うんですね。

前回、私も、最賃守りなさいとかですね、社会保険に加入しなさいなんて当たり前のことを条例で定めるなんて意味がないって発言もしまして、これも同じことだと思います。ですので、ここに書かれていることを1歩進める方向を示せるかどうかっていうことだろうと思うんですね。条例を作るのか、規則でいくのかを含めてですね。

先ほど、県の入札制度のいろいろな工夫についての御説明をいただきまして、非常に率直に感心をして、きちんと貢献している事業者に対して、どうやってプラスの評価をしていくのかという工夫がよくわかりました。

私としては、こういうような方向性というものをきちんと公にして、固めていく必要があるなというふうに思っているんですね。

これは私の個人的な経験の範囲で言うそうですね、私は弁護士会の会長も経験してまして、それぞれ会長の権限で決めて運用できることっての結構幅広にあります。ただ、それっていうのは、会長が変わりますと、また全然別な方向になったりするわけなんですね。なので、年度をまたいで、これから先ずっと、きちんとこれを後退させないようにする必要があるというときには、やはり、弁護士会といえどもですね、総会にかけて、その問題に関する会規としてですね、議論をいただいて、決定をいただくと。

そうすると、改めてその会規を別な中身にしましょうということが決まるまでは、いわゆるベクトルが決まるっていいですかね、1つの方向が決まるわけです。

この入札制度の取組内容とか、こういう努力をした方、そういう企業へのこれだけの見返りがあるという言い方はちょっと即物的ですけども、プラスがあるんだよということをやっぱりきちんと示していく必要があって、先ほどの調査に対して、あんまり徒労感というか負担感が強くてですね、意味があるかいなって回答が多いのも、やっぱりこういうことにきちんと応じていく、そういう企業だよってということが、評価としてはね返ってくるってことが見えてこないとですね、なかなか、ただ調査のための調査をさせられているかのような感触になってしまうのかなと。

そうすると、私としては、この入札の工夫もそうですし、様々、こういう企業にはこういう評価をしていくということを目に見える形で、やっぱりきちんと形にしていくという段階に来てるんじゃないかと。

神奈川県でやってきたこれまでの実績とか工夫は、品確法があるからもうOKっていう話のレベルはもうすでに超えているところがあると思いますので、神奈川県としてはこういう方向に向けて、こういう価値を大事にこれから公共調達の問題もやっていくんですよということをオープンにしていって、県民の方にも、むしろ条例という形でオープンになれば、見やすくなるでしょうし、議員の方々が、もちろんそれを議会で通すことが条件ですから、多くの議員の方々が、なるほど神奈川県はこういう方向でこれから進めていくということは、よろしいということで、まとまるのがもちろん必要ですし、まとまるのであればかなり硬い理念が、しっかりとした形になるのかなと。

やはりどうしても、担当の部局の中での規則のレベルだと、先ほどの話じゃないですけど、今の知事はこの方向を大事にされていると思いますけれども、神奈川県としてどう進めていくのかっていうその方向性によっては、またいろいろな方向が出てくる可能性もあるので、私としてはですね、オープンに検討し、議論をいただいた上で、議会の議員の方々にも理解をいただくということを経るのがとても大事ではないかなというふうには思います。

ただ、この協議会は後1回ですので、どこまでそれが詰められるかという、時間的な制約もあると思いますので、そういうことを念頭に置いた議論を今後しっかりとしていくべきではないかというようなことまでは、ここで提言をする必要があるのではないかなというふうに思うんですね。

大方の賛同で取りまとめができるならば、1番いいとは思いますが、やはり、山本委員の今日の御意見などもいただいていますから、これはやっぱり、それぞれに関連する方々が内容のところで本当に理解し、納得をして進めていかないと、なかなか多数決でみたいなことよりはですね、そういうことは私は必要だと思いますので、そのように思っております。

#### 山本委員

愛知県は違うと思うけど、他の県は、公共工事がやっぱり頼みの綱なんですね、建設業は。

どうしてもそういったものになるかもしれないですけど、令和3年度の神奈川県内の完成工事高の状況ですけども、4兆5千億円、そのうち県の請負金額は800億円なんですね。となってくると、民間の工事が、これ横浜、川崎という政令指定都市なんですけども、ホームですから、やはりなかなかそこで一般の方が全てひとからげで建設業っていうのも考えられるかもしれないけど、公共に工事を頼らない建設業者も多々いる状況なんですよ。

ただ、熊本とか他というのは、公共工事が頼みの綱ですから、ですからさっきの副会長がおっしゃったように、ほかの他の県がこうだから、これいいね、これを真似しようかじゃなくて、やっぱりこれだけの皆さんがいるんだったら、公共調達、公契約条例っていう名前自体が僕は好きじゃないんですけど、公共工事に関する何かしらのその方向性っていうんですかね、この重いものじゃなくてね、そういうものを作られたら。

前も申し上げましたけど、神奈川県の入札契約制度は全国1ですから、それをもっと後押しできるような、そういったものがないんじゃないかなと思いますけどね。賃金がどうだこうだとか、もちろん必要なことなんですけども、そういう意味じゃなくて。

#### 小池会長

ありがとうございます。

まさに小島委員もおっしゃいましたし、阿部委員からも御指摘がありましたように、やはり基になるのは税金であって、それでもって社会資本を作っていく、あるいは公共サービスを提供していくわけですから、それはやはり県民の、私はウェルビーイングという言葉で最近使うんですけども、健やかな生活の実現に全て役立つものではないといけないわけですね。

従って、それは地方自治体が発注する工事、あるいは役務だったりするわけですが、それはもちろん直接そのサービスを受ける人にとってハッピーであるのも当然ですけども、請負事業者にとってもハッピーであって、税金を払う人にとってもハッピーであつたらいいだろうと、そういうものをやはり理念として掲げる必要があるのかなと思うんですね。そういうときには、公契約と言っていいと思うんですけども、そういう事業を受注して、あるいは請負って、そこで働く従業員の方々も、そういう作業に従事できるということ自身でハッピーになるかもしれないし、さらに賃金が上がるともっとハッピーだと思うんですけど、やっぱりそういうことを目指すんだということを全ての人が共有するということは、意義があるんじゃないかと思うんですね。

どこかの公契約条例に、発注者よし、受注者よし、県民よしでしたか、「三方よし」みたいなのがありましたね。どこの県だったか忘れてましたが。

そう考えていくと、その大きな方向を定めた、例えば基本条例のようなものはちゃんと議会でお決めいただくけれども、その指針自体は、その時の時代、状況によって、いろいろ工夫するなり、変化していいと思うんですね。

ただ、その根っこのところは、これは知事が変わっても変えちゃいけないみたいなところは、重要な気がしますけど。

#### 矢口委員

ただ、今、これからの世の中ですけれども、総務省から官民連携がもう出ていますので、公共という部分は減るはずですよ。これは、行政の方々の人数が減っていくということで、今、民間移行型に切り替わっています。

私どもも、川崎市で、この間、包括契約を取ったりとか、厚木市ではPFIを取ったりして、今はもう行政が箱物を作らないとか、そういう公共サービスはもうみな民間に任せるとい形になってきているという事実もあります。

そうなってくると、今度、こういう部分というところじゃない、公の施設だけど、結局民間業者が全部やるという形に今どんどん移行はされてしまっているんで、先ほど山本委員がおっしゃったとおり、確かに都市型ではちょっと違うような部分はある感じなんです。

地方ですと、もう官頼りです。でも地方でも、かなりもうPPPに切り替わってきていて、この部分はもう見きれなくなってきた部分にはなってくるという傾向もあるという事実はありますね。

#### 小池会長

その部分について何が重要かという、そこで必ず実現しなければいけない「Must」の価値みたいなものがあって、例えばそれは基本的人権だったり、あるいはこれから先、持続可能でないような資源の使い方というのはやはりこれは何らかの形でちゃんと律していかなくち

ゃいけないだろう。その部分はやはり行政がしっかりとハンドルを取らなければいけないと思うんですね。

矢口委員

私どもが先ほど総合評価とかいろいろ言っているところの中で、はっきり言うと我々の役務の提供って、悪貨が良貨を駆逐しているような業界なので、どうしてもその悪貨を排除して欲しいという想いが強くて、いろんな部分の工夫をして欲しいという要望をしていますので、その部分もやっぱりしっかり盛り込んでいかないとと思います。

小池会長

そうですね。

矢口委員

建設の方々は、品質の検査が最後にありますけど、我々の役務提供はないのですよね。

ですから、はっきり言って、受注した業者が正しい仕事をしているかどうかは、検査機関が全くない状態なので、そういう面でいくと、本当に先ほどおっしゃった、こういう場言っていないのかわかりませんが、聞いた話によると、必ずしもこの決まったルールを守っていない企業さんも普通に入札に参加されているという実態もありますので、あくまでも、良貨だけで、要するに常識がある業者だけで物事をやっている分にはすごく活きると思いますけれど、特に役務提供はそれを無視する企業が入ってくる以上は、できても絵になってしまうかなという部分も含めてほしいです。

小池会長

おっしゃるとおりですね。

小島委員

私は本当に、前回の協議会の時に、ビルのメンテナンスなどで、前年の標準入札価格より下がったところで落札がされると、翌年さらに下がっちゃうってということがしばらく続いたもんですからというお話で、フルタイムだとどうしても無理なので、最賃以下にはできないから、日数を減らしてお願いする、そうするとなかなか人が来てくれないって話を聞きました。それは本当にこの10年でこれだけ改善されたというのは、今回の協議会の1回目に感銘を受けたんですね。

ただ、さりながら、残念ながら、まだ問題のある業者さんがなくなったかということ、そうではないというときにですね、むしろ私としては、この入札だとか発注に関しては、こういう理念でこういう役割を果たす事業者であるべきなんだよってということがきちんと立てられていれば、その中で、それと外れているということが、これは先ほど会長がお示しになった後の、そのあとの運用をどう把握するかっていうところに関わるんですけど、ちょっとそこからずれてるというようなことが見えたときには、やはりその基準に照らして、加点がなくなるとかですね、そういうようなものがあつた方がむしろ、チェックがしやすいのかなってというのが、私の感覚です。

それと、先ほど市町村だとなかなかその後のいろんな事態の変更によって、どうしても材料費含めて、費用が膨らむことがあったとしても、最初に決まったことからなかなか上げてくれないと、神奈川県はその部分非常にフレキシブルに対応していただいているというお話なんですけど、神奈川はこうしてるぞというところが、むしろ、それこそ条例という形であれ、オープンになった方が、やはり他の自治体に対しても1つの目指すべきというか、見習うべき有り様というものが示せるのかなというふうにも思うんですね。

それからあと、民間に移行していくというときに、民間に移行すればそのサービスを担う人は、質とかですわねそういうことはどうでもよくなって、利益さえ上がればいいということではないはずなんですよ。

民間の力を利用して、かつ、サービスの質も下げないし、そこで働く方もハッピーになるし、そこを民間の努力でと。だとすると、神奈川県が請負を依頼しているところは、こういうふうにやってもらうんですよということがきちんと示されていれば、それは民間に移行した後もその価値は、大事にしてくださいねということが示せるのではないのかなと。私としてはそういうようなイメージとして、この神奈川県がこういう公共調達に関する1つの方向性と、指針というものを、具体的に明らかにして示すということに意味があるんじゃないかなって思います。

これは、そのレベルまでいけば、品確法の条文を私全部読んでますけど、あそこでの努力してくださいねレベルを結構凌駕した、神奈川県としての1つの方向性、屋上屋ではなくて、もう独自のものが出せるのかなあというのが、私の今の段階での意見というか想いです。

小池会長

ありがとうございます。矢口委員から「悪い業者がいる」という話ですが。逆に言うと、行政には良い業者を守る責任があると思うんですね。という点では、悪い業者はしっかりと排除する、良い業者はちゃんと育てるということは、ちゃんと責任として明らかにした方がいいと思うんです。

ここで「新しい監視メカニズム」と書いたのは、これは事業者を監視するメカニズムだけじゃなくて、あるいは入札のプロセスを監視するメカニズムだけではなくて、両方全部含めてですね、そういうことは、発注する行政にも責任があるのではないかと。例えば、先ほど市町村の方では、材料費が高騰しても変更しないみたいな話があったじゃないですか。やっぱりそれはおかしいぞと言う第三者機関がやはり必要だし、これはどう考えたって下請けいじめしてるじゃないの、それは「ノーだよ」ということをちゃんとと言う、独立した、そういうガバナンスが効くような、仕組みを入れないと。良いことをしている人が損するようだと、やはりどんどん悪い方に流れてしまいますよね。

それはやはり理念条例という形にならざるをえないと思うんですけども、きちっと理念として示すべきだろうと思います。

山本委員

それを今ここで1字1句までこうっていうのはできない話だと思うので。

小池会長

それは不可能な話です。

山本委員

できたら、建設やビルメンさんじゃなくても、もっともっと広く意見をお聞きにならないと。

小池会長

もし条例化するのであれば専門委員会みたいなものを作って、そこで専門的な議論をして詰めていただくことになるかと思えますけれども。

そうすると、この協議会でできることというのは方向性を示すことかと。神奈川県に、この時代の流れに逆らうことなく、これからどういう改革が必要なのかということについて方向性を示すということは、少なくとも私たちにはできるのではないかと思いますし、いろんな要望ができると思うんですよね。

山本委員

そこで例えば「条例」とかっていう言葉が使われると、やっぱり建設としては、ビルメンもそうですけど、ちょっと拒否反応が起きますので。

小池会長

その辺は、実際にそういう方向になったときには、最後に詰めていけばいい話だと思いますが、改革が必要であることについては、多分皆さん共有されていると思うんですね。

というか「今はない」という状況はまずいのではないかということについては、そういう規律する大きな柱のルールがないということは、これは決していいことではないということについては、何となく合意ができていっているのかなというふうに思うんですけど。

小島委員

これから先の検討をする際に、「条例にしない」という縛りをかける必要も私はないと思っているのですが、「条例にせよ」というところまで、大方の一致が得られないときに、それを無理やりについている必要もないので、条例化することも含めたルール化を検討していくと、その検討していく中身の方向性としてはこういう方向性を持ったルールを考えるべきだということで、前回、私がメモで出しましたけど、目的だとか基本的な理念だとか、そういうところはこういうところに置く必要があるのではないかと、そんなようなイメージになるのかなとは思っていますよね。

神奈川県の場合には、この入札制度に関して、やっぱりすでに全国の中でも先進的に到達している地点があるわけですから、そういうものをきちんと形にし、評価をして前に進めていくというような。

山本委員

今、おっしゃったことも正しくそうですけれども、先週、先々週かな、防災訓練を県とやったんですよ。支部もやったり、地域協会もやるんで、これはやっぱり、他の県の後輩なん

かの話を見ると、県が上から目線で「こうしなさい、ああしなさい」と。神奈川県の場合は、同じ態度、同じ目線でいてくれますから。今、石川県が非常に困難な状況なんですけども、石川県は昔は業界の協会の数は、今の倍いたんですよ。今は60社ぐらいしかないですよ。地元の人たちの建設業は、皆さんもご存じのとおり、今、道路を開くのが大切なんですけども、その業者数が少なくなっちゃってるという現実もあって。

神奈川県はこれだけ業者がいて、発注者、要は道路管理者と、我々建設業者は同じ目線でやっていますから、何かあった場合には、もう本当にいざ鎌倉じゃないですけども、そういった体制が取れています。

ですから、そういったことも含めると、建設業者もやっぱり自分の襟を正して、しっかりと自分の企業を守っていくことが、やはり働いてる人たちにも還元されますので、我々の協会は、今600何社いますけど、同じ意識でやっていますので。

ですから、その1つ1つの地域に根差した企業であるという、そういうことですね。

小池会長

そのことも、神奈川県は公共調達という点では、そういう企業を守り育てますというようなことをきちんと位置付けた方がいいと思いますよね。

山本委員

でも、箱根には箱根、私の県央には県央というそれぞれの格差というか、災害状況も全然違ったりしますから、そこはやっぱり県の方でグリップを握っていただいていますから。

小池会長

だいが議論が何となく固まってきたような気がしますけれども。

小島委員

先ほどの会長のさらにグローバルな視点も入れた、世代を超えた視点も入れたというほどのスケール感はないわけですが、ただ基本的には、どこかが負担をしてというよりは、この方向に向かってそれぞれが努力し、努力した方に報われる形で返ってくるような、そういう大きな仕組み、方向性を指し示す、そういうものになったらいいなということなんですね。

小池会長

いや、1つ1つの項目は全くおっしゃるとおりだと思うんですけども、私の場合はやっぱり危機的な状況というのをやはりもっと深刻に受けとめる必要があって、このままでは、持続可能どころじゃなくて、神奈川県だけに限りませんが、日本全体の公共インフラはどんどん衰退して行って、メンテもできなくなっていく。そのためのお金もないし、人もいないという状況にだんだんなっていくと思うんですよ。

なんたって、人口が日本全体で8,000万人になってしまうわけですし、そういう中でますます若年労働者が減っていくわけですから、そうするとお金もないし人もいないという事情の中で、今この豊かな社会を持続できるかどうか、次の世代にちゃんとつなげていけるかどうか

かというときに、やはり本当に考え直さないといけない。では何ができるかというときに、先ほどは公共的なサービスはみんな民間に移っていくという話でしたが、だとしたらまさに民間と一緒にやっていく。その時にはやはり、ルールを作って、民間の力を結集して、豊かな地域社会、持続可能な地域社会を作っていくという方向性をちゃんと立てる必要があるんじゃないかなと思うんですね。

公共調達もその重要な一翼を担うというか柱になる。公共調達という仕組みがせつかくあるのだから、もっとこれを県民のために、持続可能な社会づくりのために役立てていこうという、そういう方向性というのはあった方がいいんじゃないかという気がするんですね。それを条例という形で作るかどうかはともかくとして。

#### 阿部委員

わかりやすいルールが、社会的な発信力を強く持って作られるっていうのが、1つキーになるのかなと思ってます。

私達の立場からすると、労側の立場ですから、今日の会長のメモでいけばやっぱり労働環境の確保っていうところで、言葉に表していただいたんですが、こういったものを別に、例えば、今この場で作っていこうか、つくるまいかという話をしていくところに、細かなその数値であったりとか、水準みたいなものを描き示すべきではないとも思っています。

ただ、やっぱり、向きはきちんと向かなきゃいけない。本当に労働力の不足、つまり私たちの労側の方からすれば、かなり過酷な状況になっていて、経営をされてる皆さんたちもかなり厳しい状況で4月を迎えるという状況も伺ってますので、そういう意味では、今抱えている課題をどうやって支えていくことができるのかなと思うと、今日、会長のお出しいただいた、こうしたビジョンの中に包含して、1回しっかりとこういったルールを明文化していくっていうのは大事なことだなと。

その向こう側に、私たちからすれば、労務費の価格転嫁みたいな細かな問題であったりとか、それをやり続けていかなきゃいけないってことになってくるので、それが対外的な要素で左右されてはならないと思いますし、もっといえば、新しい公共経営みたいなことでいけば、やっぱりどうしたって規模の経済が働きやすいような公共発注であると、ともすれば大きな会社が他県からドンと降りてきて、バツと受け取ってバツと下にまいていくっていうことでは、やっぱりこの神奈川県内の企業の育成ということには繋がらないと思いますので。

さっき私の申し上げたような、例えば中小企業を振興していくような条例は別にあっても、今回はもっとそれらを包含するような理念を定める条例なんかもあって、その上で、今の素晴らしい神奈川県の入札制度というのは重ねられてくるのであれば、これは決して不足しているものをいれたのでも、足りないものを作るということでもなく、固めていくっていう表現で、私は必要性があると思っています。

#### 小池会長

今回いろいろと資料を調べている中で、東京都の取組を見てみたんです。東京都は公契約条例を制定してないので最初は全然頭になかったんですけども、つい最近わかったのですが、東京都は「契約における社会的責任に関する指針」というものを作成中で、今年の4月から施行するようです。

「社会的責任」というのがどの辺から出てきているのかと思ったら、東京オリ・パラなんですね。私が特にシンボリックに思っているのは、新しい国立競技場です。あれは、その前の設計を蹴って、日本人の建築家の方ができるだけ日本の木材を使って作りましょうと。素晴らしいですよ。

そう考えると、公共調達というのは、経済を活性化することもできるし、私たちの文化もですね、さらに発達させることができるだけのポテンシャルがあるんじゃないかなという気もするんですよ。

これまでの公共調達というと、別に公共事業の悪口を言うわけじゃないですけども、例えば、学校の校舎を作るときも、一番安上がりに建設するために標準設計で作る。だから、どこに行っても学校の校舎は同じ形をしているんですよ。全くつまらない。私立に行くと、いろんなユニークな校舎があって、自分の母校に対する誇りを持てますけれども、行政が作った校舎はどこに行っても同じ形ばかりで、全然愛着もわかない。

でも、この間、松田町に行ったら、松田町の新しい小学校の校舎って木造なんですね。あれは、耐火基準が変わったから3階建てでも木造にできるんですけども、いや素晴らしいですね。

ですから、そう考えると、公共調達は、地域経済を盛り上げる、そして新たな人材を育てる、技術者を育てる、そういう大きな機能を持っているのではないかとつくづく思うんですよ。

ですから、公共調達が官から民の方に移ったとしても、公共調達の手法を通じて、素晴らしい持続可能な社会資本を作っていくという方向に持っていけるんじゃないかなということをおね、何となくこう、ちょっと楽観的かもしれませんが考えたんですよ。

だってお金の方は、まさに ESG 投資もそうですけども、PFI も民間事業者が全部お金を集めてきてくれるわけですから、行政がやるより安上がりだし、質が高く、提供できる品質も高いみたいな。それは1つの進展、進歩ですよ。

別に、行政が自分たちで官庁営繕みたいに作るのが悪いと言ってるわけじゃないんですけど、ただそうやって民間のいろんなリソースとか、技術力とか、そういったものを活用するといろいろできるし、まさにそれは雇用の促進にもなる。

やはりそういうようなビジョンというのはすごく大事なんじゃないかなと思いますよね。

公契約では、どうもそういう明るい未来じゃなくて、何かギリギリで暮らしているところをいじめるなよ、みたいな議論になってしまう。

山本委員

我々も鎧をかぶってしまう。

小池会長

いやこれは地域が豊かになる話なんですよ、みたいにしてくれると嬉しいんですけどね。そういうことを考えると、「社会資本」という言葉も、狭い意味でのインフラ、道路とか橋とかではなくて、もう少し広げていって、社会がこれから繁栄するための資本なんだということを考えると、制度もたぶん入ってくると思うんですよ。だから、ハードとしてのインフラだけじゃなくて、ソフトとしてのインフラまでも入ってくるかもしれない。

それを誰が作るかという、行政が作るものではないと思うんですよ。やはり民間の皆さん方が、こういう社会的な活動しながら、そういうルール、制度を作っていくみたいなの。

そうすると、例えば今の指定管理者というのは、さきほど「行政処分」と言いましたけども、行政がやるよりは指定管理者のほうが安上がりだみたいな発想でやっているわけじゃないですか。そうではなくて、指定管理者の方がより少ない費用で、より価値の高いサービスが提供できるんだと。それこそが Value for Money だし、品質の点で賢いお金の使い方になる。

だから、“安かろう、悪かろう”とかですね、“安物買いの銭失い”じゃなくて、長い目で見て満足度が高いような、そういう社会資本を作ることができるというのは、やっぱり民の力が大きいと思うんですよね。それを引き出すのが行政の役割なのかなと。

#### 小島委員

指定管理者の制度、これは神奈川県ではない全然別の自治体ですが、それまでやっていた事業を指定管理者に委託して、そこが民間に業務請負をやって、これが1年2年でころころ変わるということで、そこでそれまで長いこと働いてきた方が、突然いきなり切られちゃうとかですね、私、たまたま相談を受けたことがあってですね。

そのときに、民だから何でもいいよじゃなくて、社会的に意味のある仕事を指定管理者として、行政が委託してるのだから、それを運営するためには、きちんとそれぞれ担う人も含めて、やらなきゃならないんだよってことは、行政の方がきちんとフラグを立てなきゃいけないことだろうと思うんですよね。

ですから、会長がおっしゃった公共調達的基本的な考え方とか、そういうことも含めて、やっぱりきちんと、神奈川県としてそういう価値観といいますか、そういう目指すべき方向を示していくというのは、この時代になってきたから、ますます意味が出てきたのかなあというふうに私は思います。

#### 小池会長

指定管理で、毎年、相当な数の指定管理者が取り消しになってますよね。要するに、不適合ということで指定が取り消されてしまうというのはかなりあるんですよね。それは指定管理という仕組み自身にも問題があって、競争性がほとんどないじゃないですか、指定は「協定」か何かでやるんですか。

その時にやはり、どうしても実績があるところが指定されていく。そうすると、別にその地域に対して貢献しているとかということよりも、よりたくさんところで事業所を営んでいるとか、そういうところが評価されてしまって、そうすると、そういうところは案外、人を安く使っているからすぐ離職してしまうとか、そういうことも起きているんじゃないかと思うんです。

やはり、そういうことをしっかり監視する必要があるって、それはやはり行政の役割というか、監視するインディペンデントな仕組みが必要だと思いますよね。でも、それを作るには、やはり行政の方でちゃんとルールをつくり、その中でそういったものを設置して、どういう監視を行うとかということを決める必要があります。

ということで、大分議論が、進んだというのか、落ち着いてきたような気もするんですけ

れども、条例化という方向性はともかくとして、こういう大きな新しいルール作りをしたほうがいいんじゃないかと。

山本委員

考え方とかね。

小池会長

考え方とか。その辺は共有できたのかなと思うんですよね。

山本委員

はい。

小池会長

今のままですと、何か弱いところはどんどん沈んでいく一方みたいな。そうではないだろう。良い仕事ができる人たちは、どんどんこれから成長していく。そういうふうに変えていかないと。悪循環から好循環に変えていく、そういう力も、この公契約といいますか、公共調達というところには、やっぱり求められるんじゃないかと。

山本委員

ビルメンさんはないんだなと思って、我々は完成検査があるじゃないですか。かなり厳しいですから、相当しっかりやらないと。ですから、我々が作った成果品ってのは本当に自信を持ってできるものを、やっぱそれは監視をされてるから、もちろんありますからね。

矢口委員

ビルメンはないです。

小池会長

そのときに、発注者側をチェックする仕組みというのがないんですよね。

矢口委員

ですから、前の会議のときにも、出口が必要だって言ったのはそういう意味なのですね。

出口をしっかり見ていただかなければ、結局、我々から見る悪い業者もそのまま終わっているじゃないですか。

小島委員

極端な例で言うと、私が関わったのではやっぱり、贈収賄で立件されちゃったっていうこともありましたから。やっぱり、ちゃんとその趣旨に従って、事業を支えてくれているのかっていうのはどこかで見る、それをちゃんと把握する仕組みっていうのも一方で必要だろうなと思いますし。

それを作るとすると、私としてはですね、これは指針レベルだとなかなか厳しいかなって

いう思いもあるもんですから、きちんとした仕組み、制度にする必要があるかなという、そこに帰ってしまうわけですけども。

小池会長

やっぱり、発注者責任っていうのは明確にすべきですよ。

矢口委員

でも、行政の方々の人員も足りないので、そこまでやれるかということ。

小池会長

でも、そのしわ寄せが事業者にいったら、それは違いますよね。

小島委員

そういう無理難題を言うのが、こういう検討会の役目だと思うんですが。実際に普段仕事をしている方々が個別にそういうことを言うというよりは、やっぱりちょっとそこから距離を置いたところで検討して、いろいろ県としてもいろんな条件、困難はあるかもしれないけど、こういう方向性で考えた方がよろしいんじゃないかという役割がこの検討会かなあと思っています。

小池会長

ありがとうございます。では、その辺で。今日は意見の共有というか意識の共有ができたというところで、もう1回、3月の末にありますので、その時に今議論したことを少し文章化して、こういう形で県に提言するというような形にしましょうかね。

山本委員

そこでまたいろいろと議論を。

小池会長

そうですね。可能ならば事前に、ある程度このような内容について議論したいみたいなたたき台ができればいいんですけど。これは私の能力次第ですので、できなかつたらごめんなさいということでもありますけれども。

それから、資料の方で触れられなかったんですけども、私宛に意見書が出ていますけれど、これは御確認いただくということで、よろしくお願いします。

今日はありがとうございました。